

千葉県報

号外
令和5年12月5日

号外第89号

報

県

葉

千

令和5年12月5日(火曜日)

主要目次

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 一
- 旅館業法施行細則等の一部を改正する規則 二
- 告示 九

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年千葉県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の5中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第三号の3中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第四号の3中「うるし」を「漆」に改め、同表第七号の1から4までの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号の8中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号の10中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号の15中「14」を「16」に改め、同号中15を17とし、14を16とし、同号の13中「骨肉しゅ、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号中13を15とし、12を14とし、11を13とし、10の次に次のように加える。

- 11 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- 12 オルト―トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一第七号の11の規定は、令和五年一月十八日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた補償については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第一第七号の12の規定は、平成三十一年四月十日以後に支給すべき事由が生じた補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた補償については、なお従前の例による。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一一のハ中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同表一の二のイの(ロ)中「六百二十八万五千元」を「六百七十七万五千元」に改め、同表二の一のハ中「千百八十円」を「千二百三十円」に改め、同表三の三のイの表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏季	一万九千二百円	二万四千六百円	三万六千五百円	四万三千六百円	五万五千二百円	八千円
冬季	三万千八百円	四万千四百円	五万七千二百円	六万六千九百円	八万四千三百円	一万千六百円

別表第一三の三のロの表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏季	六千三百円	八千四百円	一万二千六百円	一万五千四百円	一万九千四百円	二千七百円
冬季	一万百円	一万三千二百円	一万八千八百円	二万二千三百円	二万八千百円	三千七百円

別表第一六の一及び二を次のように改める。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内(災害対策基本法第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了するものとする。

別表第一の三を削り、同表八の三のロの(イ)中「四千七百円」を「四千八百円」に改め、同表八の三のロの(ロ)中「五千円」を「五千五百円」に改め、同表八の三のロの(ハ)中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表九の三中「二十一万三千八百円」を「二十一万九千五百円」に、「十七万九千五百円」を「十七万五千二百円」に改め、同表十の二の(ロ)中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表十一の二中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第六十五号

旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 旅館業法施行細則(昭和三十三年千葉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に、「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第六条とする。

第四条の前の見出しを削り、同条中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に、「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第五条とし、第三条の次の見出し及び一条を加える。

(承認の申請)

第四条 規則第一条の三に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(譲渡)(別記第二号様式)とする。

別記第一号様式中

「6 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容を

7 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この申請に係る営業を譲り受けたことを証する旨」

「6 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容を」に改める。

別記第六号様式中「第1条」を「第2条」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第五号様式中「第1条」を「第2条」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第四号様式中「第1条」を「第2条」に、「第3条の3第1項」を

「第3条の4第1項」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第三号様式中「第1条」を「第2条」に、「第3条の2第1項」を

「第3条の3第1項」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第二号様式中「第1条」を「第2条」に、「第3条の2第1項」を

「第3条の3第1項」に改め、同様式を別記第三号様式とし、別記第一号様式の次に次の様式を加える。

第二号様式(第四条)

旅館業営業承継承認申請書(譲渡)

年月日

千葉県知事 様

譲受人
住所
氏名

年月日

〔法人にあつては、その名称、事務所
の所在地及び代表者の氏名〕

譲渡人
住所
氏名

〔法人にあつては、その名称、事務所
の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位の承継について承認を受けたので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 譲渡予定年月日 年 月 日
- 2 営業施設の名称
- 3 営業施設の所在地
- 4 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 5 譲受人が法人の場合にあつては、当該法人又はその役員(予定者)が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 3 譲受人が法人の場合にあつては、その役員(予定者)の名簿
- 4 付近見取図(営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの)

(理容師法施行細則の一部改正)

第二条 理容師法施行細則(昭和五十六年千葉県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行規則第二十条の二第二項の規定による譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書(譲渡)(別記第五号様式)によるものとする。

別記第一号様式中

「8 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の届出がされている場合(7の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該美容所の開設予定年月日 年 月 日

9 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この届出に係る営業を譲り受けたことを証する旨

「8 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合(7の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該美容所の開設予定年月日 年 月 日」

別記第七号様式中「第五條第三項」を「第五條第四項」に改め、同様式を別記第八号様式中に改め、
別記第六号様式中「第五條第二項」を「第五條第三項」に改め、同様式を別記第七号様式中に改め、
別記第五号様式中「第五條第一項」を「第五條第二項」に改め、同様式を別記第六号様式中に改め、別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第五号様式 (第五条第一項)

理 容 所 開 設 者 承 継 届 出 書 (譲渡)

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日 生

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

開設者の地位を承継したので、理容師法11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 - 2 営業を譲渡した者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 - 3 譲渡の年月日 年 月 日
 - 4 理容所の名称
 - 5 理容所の所在地
 - 6 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号
- 添付書類
- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書面
 - 2 届出者が外国人である場合は、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(美容師法施行細則の一部改正)

第三条 美容師法施行細則(昭和五十六年千葉県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行規則第二十条の二第一項の規定による譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書(譲渡)(別記第五号様式)によるものとする。

別記第五号様式中

「8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法(昭和22年法律第234号)第11条第1項の届出がされている場合(7の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該理容所の開設予定年月日 年 月 日

9 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この届出に係る営業を譲り受けたことを証する旨

「8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合(7の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該理容所の開設予定年月日 年 月 日

を改め、「(昭和42年法律第81号)」を改め。

別記第六号様式中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同様式を別記第八号様式とする。

別記第六号様式中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第五号様式中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改め、同様式を別記第六号様式とし、別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第五号様式 (第五条第一項)

美容所開設者承継届出書(譲渡)

千葉県知事 様 年 月 日

住所 氏名 年 月 日生

法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
2 営業を譲渡した者の氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
3 譲渡の年月日 年 月 日
4 美容所の名称
5 美容所の所在地
6 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号
添付書類
1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
2 届出者が外国人である場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

第四条 クリーニング業法施行細則(昭和五十六年千葉県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二条の四第一項」を「第二条の五第一項」に、「別記第四号様式の四」を「別記第四号様式の五」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二

条の三第一項」を「第二条の四第一項」に、「別記第四号様式の三」を「別記第四号様式の四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に、「別記第四号様式の二」を「別記第四号様式の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行規則第二条の二第一項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書(譲渡)(別記第四号様式の二)によるものとする。

別記第一号様式中

「9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

10 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この届出に係る営業を譲り受けたことを証する旨

「9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

別記第一号様式中

「8 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨

9 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この届出に係る営業を譲り受けたことを証する旨

「8 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨

別記第四号様式の四中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同様式を別記第四号様式の五とする。

別記第四号様式の三中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同様式を別記第四号様式の四とする。

別記第四号様式の二中「第四条第一項」を「第四条第二項」に改め、同様式を別記第四号様式の三とし、別記第四号様式の次に次の二様式を加える。

第四号様式の二(第四条第一項)

千葉県知事 様

クリーニング業 営業 承継 届出書 (譲渡)

年 月 日

住所 氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- 2 営業を譲渡した者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

- 3 譲渡の年月日 年 月 日
- 4 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 5 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
クリーニング所の所在地
車両の保管場所
自動車登録番号又は車両番号
- 6 クリーニング所にあつては、確認年月日及び確認番号
年 月 日 第 号
- 7 無店舗取次店にあつては、届出年月日
年 月 日

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 営業者の地位を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

(興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第五条 興行場法施行条例施行規則(昭和五十九年千葉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

- 2 第二条第二項ただし書及び同項第四号を削る。
- 6 第六条中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に、「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条を第七条とする。
- 5 第五条第一項中「第二条の二第三項」を「第二条の二第四項」に、「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条第二項中「第二条の二第三項」を「第二条の二第四項」に、「届出をしようとする者」を「届出者」に改め、同条を第六条とする。
- 4 第四条第一項中「第二条の二第二項」を「第二条の二第三項」に、「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条第二項中「第二条の二第二項」を「第二条の二第三項」に、「届出をしようとする者」を「届出者」に改め、同条を第五条とする。
- 3 第三条の前の見出しを削り、同条第一項中「第二条の二第二項」を「第二条の二第二項」に、「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第二項中「第二条の二第一項」を「第二条の二第二項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の見出し及び一条を加える。
(承継の届出)

第三条 条例第二条の二第一項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書(譲渡)(別記第二号様式)とする。

- 2 条例第二条の二第一項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書面
 - 二 届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書
 - 別記第六号様式中「第六条」を「第七条」に改め、同様式を別記第七号様式とする。
 - 別記第五号様式中「第六条」を「第七条」に改め、同様式を別記第六号様式とする。
 - 別記第四号様式中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同様式を別記第五号様式とする。
 - 別記第三号様式中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同様式を別記第四号様式とする。
 - 別記第二号様式中「第三号第一項」を「第四号第一項」に改め、同様式を別記第三号様式とし、別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第二号様式(第三条第一項)

興行場営業承継届出書(譲渡)

年 月 日

千葉県知事 様

氏名

住所

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 興行場営業を譲渡した者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 - 2 興行場営業を譲渡した者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 - 3 譲渡の年月日 年 月 日
 - 4 興行場の名称
 - 5 興行場の所在地
 - 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 添付書類
- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書面
 - 2 届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第六条 公衆浴場法施行細則(昭和六十一年千葉県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とする。

第七条中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に、「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改める。

第六条第一項中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第六条とする。

第四条の前の見出しを削り、同条中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(承継の届出)

第四条 施行規則第一条の二第二項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(譲渡)(別記第二号様式)とする。

2 前項の届出書には、届出しようとする者が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

別記第一号様式中

「6 燃料の種類

7 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この申請に係る営業を譲り受けたことを証する旨

「6 燃料の種類」に改める。

別記第六号様式中「第七条」を「第八条」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第五号様式中「第七条」を「第八条」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第四号様式中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第三号様式中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第二号様式中「第四条」を「第五条」に改め、同様式を別記第三号様式とし、別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第二号様式 (第四条)

千葉県知事 様

公衆浴場営業承継届出書(譲渡)

年 月 日

住所
氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 浴場業を譲渡した者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 - 2 浴場業を譲渡した者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 - 3 譲渡の年月日 年 月 日
 - 4 公衆浴場の名称
 - 5 公衆浴場の所在地
 - 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 添付書類
- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書面
 - 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第七条 食品衛生法施行細則(昭和六十二年千葉県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「の承継」を「又は届出営業者の承継」に改め、同条中「施行規則」の下に「第六十七条の二第一項、」を、「第七十条第一項」の下に「(これらの規定を施行規則第七十条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。
第十二条中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。
別記第七号様式中

施設の種類	<input type="checkbox"/>	施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>
添付書類	<input type="checkbox"/>	(飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	<input type="checkbox"/>	営業を譲り受けたことを証する旨	<input type="checkbox"/>

添付書類	<input type="checkbox"/>	施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	(飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

改める。

別記第九号様式中「の地位」を「(届出営業者)の地位」及び「相続」を「譲渡・相続」に改める。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄

郵便番号： 電子メールアドレス：	電話番号： FAX番号：
届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな) 届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	生年月日 年 月 日生 被相続人との続柄
郵便番号： 電子メールアドレス：	電話番号： FAX番号：
譲渡した者の氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 譲渡した者の住所 (法人にあつては、その所在地)	(ふりがな) 法人番号：
譲渡年月日 年 月 日	
添付書類 <input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類	

改め、「施設の所在地」の次に「(自動車において営業をする場合は、当該自動車の動機登録番号)」を加える。

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年千葉県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
別記第四号様式中「相続(合併・分割)により」を削り、

3 食鳥処理場の所在地	
3 食鳥処理場の所在地	
4 承継の理由	譲渡・相続・合併・分割

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

千葉県告示第四百七十七号

平成九年千葉県告示第五百四十五号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部を次のように改正する。

令和五年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

本則の表常時介護を要する状態の項中「十七万六千五百五十円」を「十七万二千五百五十円」に、「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に、「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県